

「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの設置について

1 趣旨

国民の健康増進や質の高い医療の提供に向け、医療分野のデジタル化を推進していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、関係部局連携の下、電子カルテ情報の標準化や医療情報の基盤プラットフォームの実現に向けた検討を進めるため、「医療 DX 令和ビジョン 2030」厚生労働省推進チームのもと、「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースを設置する。

2 検討体制

医政局医事課長

医政局地域医療計画課長

医政局看護課長

○医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官

健康局健康課長

健康局がん・疾病対策課長

健康局結核感染症課長

健康局難病対策課長

健康局予防接種担当参事官

医薬・生活衛生局総務課長

医薬・生活衛生局医薬安全対策課長

大臣官房総務課企画官（医薬・生活衛生局併任）

労働基準局安全衛生部労働衛生課長

社会・援護局保護課保護事業室長

社会・援護局障害保健福祉部企画課長

社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長

老健局介護保険計画課長

老健局老人保健課長

保険局保険課長

保険局医療介護連携政策課長

保険局国民健康保険課長

大臣官房情報化担当参事官

政策統括官付政策企画官（政策統括室、大臣官房情報化担当参事官室、サイバーセキュリティ担当参事官室併任）

※○は、「電子カルテ・医療情報プラットフォーム」タスクフォースのリーダー

※このほか、必要に応じ、関係者の参画を求める。

3 主な検討事項

- ・「全国医療情報プラットフォーム」の創設について
- ・電子カルテ情報の標準化等について

4 その他

「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの庶務は、医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官室において行う。

その他必要な事項は、リーダーが定める。

【参考】

「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの設置について」の一部改正（案） 新旧対照表

○ 「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの設置について」（令和4年9月22日「医療DX令和ビジョン2030」厚生労働省推進チーム決定）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの設置について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検討体制 医政局医事課長 医政局地域医療計画課長 医政局看護課長 ○医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官 健康局健康課長 健康局がん・疾病対策課長 健康局結核感染症課長 健康局難病対策課長 健康局予防接種担当参事官 医薬・生活衛生局総務課長 <u>医薬・生活衛生局医薬安全対策課長</u> 大臣官房総務課企画官（医薬・生活衛生局併任） <u>労働基準局安全衛生部労働衛生課長</u> 社会・援護局保護課保護事業室長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 老健局介護保険計画課長 老健局老人保健課長 保険局保険課長 保険局医療介護連携政策課長 保険局国民健康保険課長</p>	<p>「電子カルテ・医療情報基盤」タスクフォースの設置について</p> <p>1 (略)</p> <p>2 検討体制 医政局医事課長 医政局地域医療計画課長 医政局看護課長 ○医政局特定医薬品開発支援・医療情報担当参事官 健康局健康課長 健康局がん・疾病対策課長 健康局結核感染症課長 健康局難病対策課長 健康局予防接種担当参事官 医薬・生活衛生局総務課長 (新設) 大臣官房総務課企画官（医薬・生活衛生局併任） (新設) 社会・援護局保護課保護事業室長 社会・援護局障害保健福祉部企画課長 社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長 老健局介護保険計画課長 老健局老人保健課長 保険局保険課長 保険局医療介護連携政策課長 保険局国民健康保険課長</p>

大臣官房情報化担当参事官

政策統括官付政策企画官（政策統括室、大臣官房情報化担当参事官室、サイバーセキュリティ担当参事官室併任）

※〇は、「電子カルテ・医療情報プラットフォーム」タスクフォースのリーダー

※このほか、必要に応じ、関係者の参画を求める。

3・4 （略）

政策統括官付情報化担当参事官

政策統括官付政策企画官（政策統括室、情報化担当参事官室、サイバーセキュリティ担当参事官室併任）

※〇は、「電子カルテ・医療情報プラットフォーム」タスクフォースのリーダー

※このほか、必要に応じ、関係者の参画を求める。

3・4 （略）